

第25回教育相談全国研究集会報告

(2018年11月16日・17日開催)



第1分科会 いじめへの対応

学校現場におけるいじめ問題は長年に渡って、その対策の緊急性・重要性が繰り返し唱えられている。テレビ・新聞・雑誌・インターネット等のメディアにおいて高頻度に報道され、人々の関心が高い課題である。いじめ問題に関する法令整備も進められ、実地的な課題解決が求められている。

そのような現状のもと本分科会では日本全国からの参加者を得て、各地域・学校からの具体的な事例が紹介された。各種のSNS媒体を利用したいじめについて、各自治体・学校における対策の実際、教職員あるいはスクールカウンセラーによる工夫、等である。

ある自治体では公立小・中・高等学校に在籍する、全ての小5・中1・高1生を対象として「いじめ対策面接」を実施している。いじめアンケート等のいじめ問題への取り組みに、現時点で教員間に大きな個人差が認められ、いじめ問題の認知に関して教員間の助言が必要とされる。ある学校では少なくない数の自己肯定感が低い児童・生徒が存在し、いじめの被害者あるいは加害者になっている。いじめの被害者及び加害者へのフォローが大切であり、それを実践している学校がある。等々が各参加者から紹介された。

上記の様な提案事例ごとに、活発な質疑応答・意見交換・共同助言等が実施された。

(相談員：関口 幸男)

第2分科会 不登校の子どもへの支援

近年、「不登校」を全面的に否定することは少なくなったが、それぞれの生徒にとってのよりよい方向のため、プレッシャーとならない対応の仕方に、現場教職員や保護者が模索しているという現状が語られた。

相談現場では、保護者からの相談に際しては、一旦学校の対応への不信感を受けとめ、次に保護者と学校との適切な連携の方法を提案することがある。担任に直接言いにくければ、管理職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の子育て支援センター等が間に入り、生徒と学校の間を斜めの関係ができると、保護者も孤立しないですむのではないかという意見があった。そのためにも、教育機会確保法によるコーディネーターシートの活用や、高校にもスクールソーシャルワーカーを配置してほしい等の、支援システムへの要望が出された。

学校からの連絡や働きかけが生徒や保護者へのプレッシャーと受けとめられることについて、短期か長期かによっても変わるが、どのくらいの頻度で連絡するのが適切か、週1回か2回かなど、決めてみるのもいいかもしれないと思った。また、それぞれの感覚の違いもあるので、わからなければ聞いてみて、「あなたのことは気にかけている」という姿勢が支援にとって大事だということを確認した。

(相談員：松山 ちづる)

第3分科会 発達障害児への支援

現場の困り感から出発し、議論の深まりの中で支援のあり方や具体的な支援方法などの交流にもつながり、課題を深めることができた。

「小学校や中学校での話を聞くことが多いが、高校の話はあまり聞かない。高校生になると二次障害もあり、支援が大変だ」「高校には、発達障害とはっきりと診断されていない子どもも多い」「人をバカにした態度や『早く死ね。お前が死ぬところが見てみたい』などの暴言に圧倒され、どのように接していけばよいのか戸惑っている」「暴れたり罵倒してくる子どもにどのように対応すればよいのだろうか」「保護者も手におえず、途方に暮れている」「保護者も学校に対して『嘘』をつくことがある」など、現場の困り感がたくさん出された。

これに対して、「本人が困り感を持っていれば、話が出る。信頼できる大人がいるかどうか大きい」「褒めることを多くしていくことによって、落ち着いてきた」「暴言に対してはそのまま返さず、熱くならずに対応することが大切だ」「認めることが大事。ほめることがなくても、認めてあげることだと思う」「本人のプライドを大事にしてあげること。挫折があっても良いと思う」「人を傷つける言葉を使うのではなく、自分の気持ちを伝えてほしいと伝える」「一人で背負うのではなく、学年集団など仲間とともに背負うことが大切」など、具体的な対応や支援の姿勢が出された。

レッテル貼りの問題や卒業し社会に出るまでを見通した支援の必要性、さらに職場の多忙化、教職員定数増、などの課題も出され、非常に有意義な討論ができた。

(相談員：土井 彰)

第4分科会 虐待への対応

最初に、子どもの虐待についての資料を基に各自の相談事例を話し合った。虐待は年間12万件を超え増加の一途をたどっている。大きく分けて、心理的虐待(面前DVなど)、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の4種類があるが、その半分は心理的虐待で、身体的虐待とネグレクトが4分の1、性的虐待は1%程度。性的虐待については声を上げられない例も多く実態とはちがうのではないかということで意見が一致した。

しかし、学校現場を含めて誰かに相談できる横のつながりや近所のつながりがなくなっていること、親自身が愛情を受けていないことによる虐待の連鎖、社会状況の厳しさなど難しい課題が多いのが実情だ。そういう状況の中で、電話相談の役割は大きいのではないか。児相や警察はハードルが高く相談相手がない人の場合、人間関係のつながりを作ることは重要。

虐待に気づいても、虐待を受けている子どもは親にやられたとは言わないこと、親と学校と子どもの関係が難しくなるので学校から児相に通告しにくいという意見もあった。参加者の中から、児童福祉法で設置が規定されている要対協(行政・福祉・教育・医療などの構成)のケース会議を利用している報告があり、虐待から子どもを守るには地域の連携が欠かせないことを全員で確認した。

参加者6名と少人数の分科会ではあったが、充実した話し合いだったと思う。

(相談員：古館 隆子)